

(目的)

第1条 この条例は、受動喫煙による健康への悪影響が明らかであることに鑑み、市民、保護者、事業者、施設管理者及び市の責務を明らかにすることにより、受動喫煙による未成年者及び妊婦をはじめとする市民の健康への悪影響を未然に防止し、市民の健康で快適な生活の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 他人のたばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で喫煙用のものをいう。以下同じ。)の煙を吸わされることをいう。
- (2) 公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境(居室、事務室これらに類する室内又はこれに準ずる環境であつて、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。)をいう。
- (3) 公共的施設 公共的空間を有する施設(車両その他の移動施設を含む。以下同じ。)をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で未成年者を現に監督保護する者をいう。
- (5) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。
- (6) 施設管理者 公共的施設の管理について権限を有する者をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、受動喫煙による健康への悪影響に対する関心及び理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

2 市民は、事業者、施設管理者及び市が行う受動喫煙の防止に関する取組又は施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第4条 保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(事業者及び施設管理者の責務)

第5条 事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備を推進する責務を有する。

2 市は、市民、事業者及び施設管理者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行わなければならない。

3 市は、受動喫煙の防止に関する施策について、市民、事業者及び施設管理者と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。

4 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙による市民の健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第7条 市は、市民、事業者及び施設管理者と連携し、及び協力して、受動喫煙の防止に関する普及啓発その他の必要な施策を推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。